

■ 4条1項11号

不服 2022-003839

＜本願商標＞

PEARLglow SKIN

第3類「せっけん類，化粧品，香料，薰料，歯磨き，つけづめ，つけまつ毛，化粧用コットン，化粧用綿棒」

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は，登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

PEARL GLOW
パールグロウ

引用商標1：

第3類「化粧品，せっけん類，歯磨き，香料，薰料，化粧用コットン，化粧用接着剤」

引用商標2：「PEARL GLOW」（標準文字）

第3類「化粧用接着剤，口臭用消臭剤，靴クリーム，つや出し剤，せっけん類，歯磨き，化粧品，香料，薰料，人造軽石，化粧用コットン，つけまつ毛，化粧用綿棒」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、・・・、「PEARL g l o w SKIN」の欧文字を横書きしてなるところ、その構成文字は、いずれも同じ書体、同じ大きさで、外観上まとまりよく一体的に表されているものであり、その構成全体から生じる「パールグロースキン」の称呼も、格別冗長ではなく、よどみなく一連に称呼し得るものである。

そして、本願商標の構成中の「PEARL」の文字は「真珠」等の、「glow」の文字は「輝き」等の、「SKIN」の文字は「皮膚、肌」等の意味を有する語であり（いずれも「ランダムハウス英和大辞典第2版」株式会社小学館）、当審における職権調査によれば、本願の指定商品を取り扱う業界において、「PEARL」の文字は仕上がりが真珠のような色感あるいは質感になる商品について、「glow」の文字は輝くような仕上がりになる商品について、「SKIN」の文字は肌用の商品について、商品名の一部等として広く使用されているものである。

そうすると、本願商標を構成する各文字部分は、いずれも、本願の指定商品との関係においては、商品の出所識別標識としての機能を十分に発揮するものとはいえないから、本願商標の構成中のいずれかの文字部分が、取引者、需要者に対し、商品の出所識別標識として、強く支配的な印象を与えるとはいえない。

以上からすれば、本願商標は、これに接する取引者、需要者が、殊更いずれかの文字にのみ着目することなく、その構成全体を一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当である。

したがって、本願商標から「PEARL glow」の文字部分を分離、抽出し、その上で「パールグロウ」の称呼をも生じるとし、これを前提として本願商標の構成中「PEARL glow」の文字部分と引用商標とが、外観が類似し、称呼を共通にするものであつて、さらに観念においても似通った印象を与える類似の商標であるとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「PEARL g l o w SKIN」は、これに接する取引者、需要者が、殊更いずれかの文字にのみ着目することなく、その構成全体を一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当であるから、引用商標「PEARL GLOW」等とは非類似であると判断されました。

その理由としては、本願商標を構成する「PEARL」、「g l o w」、「SKIN」のそれぞれの文字が、指定商品を取り扱う業界においては品質や用途を表わす語として広く使用されていることから、いずれかの文字が要部になるとは言えず、あくまで一体不可分のものとして認識・把握されるのが相当であるからだ、と、審決は言っているように見受けられます。

しかしながら、本願商標の構成は「PEARL g l o w SKIN」や「PEARL g l o w SKIN」ではなく「PEARL g l o w SKIN」であり、これが「PEARL g l o w」と「SKIN」を組み合わせた語であることは明らかではないでしょうか。しかも、「PEARL g l o w」の「g l o w」が小文字で表されていることで、構成の全てが大文字表記となる場合よりも、前半部分がより造語的に感じられる気がします。

審決では、本願商標が「外観上まとまりよく一体的に表されている」と述べられていますが、本当でしょうか。後半の「SKIN」の語単独には識別力が認められないとしても、造語的な前半の「PEARL g l o w」は要部になり得ると考えられる余地もある気がします。そう思うのは当職だけでしょうか。本審決の理由付けは、少々強引に感じられます。

なお、請求人と引用商標権者は、いずれも国内の化粧品メーカーのようです。本願商標に登録が認められるのは、引用商標権者としては青天の霹靂でしょうし、普通に考えれば看過できないのではないのでしょうか。

現時点でのインターネット検索によれば、本願商標が使用される具体的な商品は明らかではありません。ただ、おそらく請求人も、引用商標が実際に使用されている商品と同種の商品に本願商標を使うつもりはないのではないかと推測します。とはいえ、やはり本願商標が大々的に使い始められれば、たとえばインターネット検索の検索結果で両者の商品がごちゃ混ぜに表示されるなどの悪影響が生じる可能性があるのは、否定できないでしょう。

なお、過去には「TSUYA SKIN」と「艶（小さい tsuya を含むロゴ）」が非類似とされた事件（不服 2014-650018）や、「スキナルネッサンス」と「RENAISSANCE」等が非類似とされた事件（不服 2009-2644）等がありますが、本事件とは少し事情が異なるでしょう。

（弁理士 永露 祥生）

< 2023年4月21日 >